

動物は「責任をもって」 飼いましょう！！



動物を飼っている人は、下記のとおり適正な飼育をお願いします。飼い主の1人ひとりがルールを守り、地域みんなの協力で住みよい環境を作ってくださいましょう。

＜犬を飼っている人へ＞

【ふん害の防止】

犬が散歩中にするふんの放置は、見た目や臭いなど衛生面で問題があります。

散歩中のふんの回収を徹底しましょう。

【騒音の防止】

犬の鳴き声による騒音は近所迷惑になります。無駄吠えをさせないよう、しっかりとしつけをしましょう。

【放し飼いの禁止】

犬はつないで飼うことが義務づけられています。自宅敷地内での放し飼いや、綱をつけずに散歩する行為は、他人に不快感や恐怖感を与える場合があります。犬はつないで飼いましょう。

＜猫を飼っている人へ＞

【猫のために室内飼育を】

外飼いには、次のとおりさまざまなリスクがともないます。

- ①交通事故
- ②感染症
- ③子猫の出産
- ④ふん害や物損などのご近所トラブル
- ⑤逸走（迷子）

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、これらのリスクがないよう努めることが動物の飼い主の責務とされています。猫のためにも、室内での飼育をお願いします。

＜捨て犬・捨て猫の禁止＞

犬・猫を捨てる行為は犯罪です。捨てられた犬は野生化し、人に危害を与える場合があります。また、交通事故などにより命を失う猫が後を絶ちません。飼い主として、最後まで責任をもって飼いましょう。やむをえず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。そのほか、新たな捨て犬や捨て猫をつくらないう、不妊・去勢手術といった手段をとることも重要です。

問合せ 環境課 ☎(48)0331
 ○犬に関する相談 幸手保健所 ☎(42)1101
 ○猫に関する相談 埼玉県動物指導センター南支所 ☎048(855)0484

児童手当の現況届提出を忘れずに



児童手当を受給している人は、毎年6月に受給資格確認のため、「現況届」の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当の受給を決める大切な届けです。

現況届が提出されない場合は、10月支給分以降の手当を受給することができません。また、提出しないまま2年が経過すると時効となり、受給権がなくなります。

6月中旬に郵送しますので、必要事項と提出日を記入の上、同封の返信用封筒に必要書類を入れて返送してください(窓口持参可)。

提出するもの

- ・市から郵送する「現況届」
- ※令和3年1月1日に幸手市以外に住居登録されていた人は、当時の住所を記入してください。
- ※児童と別居している人や実親以外の方が養育している場合、別途書類が必要となりますので、こども支援課へお問い合わせください。

提出期限 6月30日(水)

支給対象 出生の翌月から中学3年生まで(15歳になった日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している人

問合せ こども支援課
 ☎(42)8454・FAX(42)2130

「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」

■ 6月23日から29日の1週間は、男女共同参画週間です ■

男女共同参画週間は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日にちなんで設けられました。男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

■■男女共同参画とは■■

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

■■男女共同参画週間 記念パネル展を開催■■

男女共同参画週間に伴い、男女共同参画基本法の目的および基本理念に関する理解を深めることを目的にパネル展を開催します。

日時 6月23日(水)～6月29日(火)
 場所 幸手市役所本庁舎1階ロビー

問合せ 人権推進課 ☎(43)1111 内線162・FAX(44)0257



人権
それは
愛

開催に向けて
 人権について今一度考えよう

延期となっていた東京オリンピック・パラリンピックの開催が間に迫っています。オリンピックはもともと、スポーツを通じた教育や平和のために誕生した祭典で、人権と深い関わりがあります。「近代オリンピックの父」と呼ばれるフランスの教育家、ピエール・ド・クーベルタン男爵は、スポーツは体を鍛えるだけでなく、心身の調和のとれた人間を育成し、フェアプレーの精神や友情、道徳、連帯感を育むことができると考えました。さらに、国際的な競技会で他国の選手と親しくなり、多様な文化や芸術に触れることで、平和な社会の実現につながると考えたクーベルタンはオリンピックのあるべき姿として、「オリンピックズム(オリンピック精神)」を提唱しました。

国際オリンピック委員会が定めるオリンピック憲章には、人権尊重の理念として、「権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」とうたわれています。

東京オリンピック・パラリンピックはコロナ禍での開催ということもあり、世界からより一層の注目を集めます。国籍の違いや障がいの有無等、さまざまな違いを理解し、相手の気持ちを考え、お互いの心を通わせることが求められます。

開催国として、世界のお手本となるよう、今一度人権について考え、意識を変えていく必要があるのではないのでしょうか。